

令和 6 年度 滋賀県の職業能力開発施策について

1. 高等技術専門校（施設内訓練）

新規学卒者や求職者等を対象として就職に必要な知識や技能の習得のための職業訓練を実施するとともに、在職者等の能力開発や雇用する労働者の能力開発を行う事業主に対する援助・相談を実施することなど、職業能力開発促進法（第 15 条の 7、第 16 条）に基づき、県が設置

施設内訓練	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
米原校舎	普通課程（高卒以上対象）	メカトロニクス科	2 年	10 名
	短期課程（離転職者対象）	木造建築科	1 年	20 名
		住宅リフォーム科	6 か月	20 名（10 名× 2）
		ものづくり加工科	1 年	20 名（10 名× 2）
		生産 C A D 科	6 か月	20 名（10 名× 2）
		電気エネルギー設備科	6 か月	30 名（15 名× 2）
		生産システム設備科 ※ 1	1 年	10 名
	小計			130 名

施設内訓練	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
草津校舎	普通課程（高卒以上対象）	自動車整備科	2 年	20 名
	短期課程（離転職者対象）	ものづくり金属科	1 年	20 名（10 名× 2）
		服飾デザイン科	1 年	20 名
		I C T 技術科	1 年	15 名
		住環境施工科	6 か月	20 名（10 名× 2）
		総合実務科 ※ 2	1 年	20 名（15 名+ 5 名）
	小計			115 名

※ 1）概ね 55 歳未満の若年者を対象に、高等技術専門校の施設内での訓練と企業実習とを組み合わせた「日本版デュアルシステム方式」による訓練を実施

※ 2）施設内において知的障害者を対象とした職業訓練を実施

2. 施設外委託訓練（民間教育施設を活用した委託訓練）

（1）離転職者を対象とした職業訓練

○離転職者等職業能力開発事業

離転職者等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施
（計画定員）

（ア）知識等習得コース	79 コース：1,185 人
（イ）資格取得コース（介護福祉士・保育士）	3 コース： 21 人
（ウ）定住外国人向け職業訓練コース	3 コース： 45 人
（エ）委託訓練活用型デュアルシステム	2 コース： 30 人
（オ）e ラーニングコース	3 コース： 45 人

計 90 コース：1,326 人

（2）女性等を対象とした職業訓練

① 母子家庭の母等職業的自立促進事業

就労経験の無いまたは就労経験の乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母（父子家庭の父）等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施

・母子家庭の母等訓練コース：訓練期間 3～4 か月 定員 66 人

② 子育て女性等職業能力開発事業

出産や子育て等を理由に離職し、再就職を希望する女性等の就職の促進を図るため、民間教育訓練機関等を活用した託児付きの職業訓練を実施

・子育て家庭支援コース

就職活動の幅を広げ、幅広い分野での就職につなげるため、必要な技能・知識を身に付けるための訓練

・訓練期間 3 か月 定員 12 人 (12 人×1 回) 【託児定員 6 人】

・託児サービス設定コース 7 コース 【託児定員 14 人】

・女性の再チャレンジコース

出産、子育てや介護を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象とした、離職期間のブランクによる不安感を取り除くための短期間の訓練

・訓練期間 4 か月 定員 36 人 (12 人×3 回) 【託児定員 18 人】

(3) 障害者を対象とした職業訓練

① 障害者委託訓練事業

企業、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の様態に応じた職業訓練を実施 (訓練期間：3 か月以内) (定員)

知識・技能習得訓練 (off-JT) : 6 人

実践能力習得訓練 (OJT) : 11 人

特別支援学校早期訓練 (OJT) : 1 人

計：18 人

3. 在職者を対象とした職業訓練

○在職者訓練 (技能向上セミナー) の実施

高等技術専門校において、在職労働者の技能向上を図るための職業訓練を実施

令和 6 年度技能向上セミナー実施計画

校 舎 名	訓練科名	開催回数 (回)	延定員 (人)
米原校舎	機械系	3 0	2 9 5
	溶接系	1 6	9 4
	電気系	2 8	2 8 0
	制御系	3 0	2 9 4
	小 計	1 0 4	9 6 3
草津校舎	機械系	2 4	2 3 2
	溶接系	1 5	8 7
	電気・電子系	1 1	1 1
	小 計	5 0	4 2 7
合 計		1 5 4	1, 3 9 0

4. 民間の職業能力開発の振興への支援

○事業内認定職業訓練

事業主等が雇用する労働者等に対して行う教育訓練を、職業能力開発促進法に基づき知事が認定した職業訓練であり、現在 18 校が訓練を実施

認定職業訓練助成事業費補助

事業主が共同で行う認定職業訓練の実施にかかる経費について助成

・助成対象：長期間の訓練課程 1 校 短期間の訓練課程 4 校

・対象事業：運営費 ・補助率：2/3 以内 (国 1/3、県 1/3)

5. 技能振興への支援

① 滋賀県職業能力開発協会への支援

技能検定をはじめとする技能評価制度の実施および普及促進、民間における職業訓練や職業能力開発の支援、技能尊重気運の向上のための事業等を実施している滋賀県職業能力開発協会に対して運営費を助成

② 視聴覚教材センター事業

滋賀県職業能力開発協会内に設置している「滋賀県視聴覚教材センター」において、教材の購入と貸出しを実施

③ おうみの名工・おうみ若者マイスター技能振興事業

技能振興気運を高めるために、現役の技能者で、特に優れた者を「おうみの名工」として、また 35 歳未満の優秀な若年技能者を「おうみ若者マイスター」として、表彰・認定を実施（11 月）

6. ものづくりへの興味醸成

① ものづくり体験教室

毎年 10 月、高等技術専門校の米原校舎および草津校舎において、県内の小中学生を対象に、ものづくり体験教室を実施し、子どもたちのものづくりへの興味の醸成を図っている。

（令和 6 年度）

- 開催日：令和 6 年 10 月 19 日（土）20 日（日）
- 両校舎で 7 コース（各コース 15 名× 4 回）
 - ・「Scratch」によるプログラミング体験
 - ・サンドブラストでオリジナルデザインのグラス作り
 - ・釘を使って銅板に彫刻（銅板レリーフ） など

② テクノカレッジものづくり魅力発信事業

県内の小中学生を対象に、オンデマンド形式による高等技術専門校（テクノカレッジ）のものづくり体験により、時間や場所にとらわれない形で、子どもたちに「ものづくりと出会う機会」を提供し、将来にわたるものづくり分野への興味につなげていくとともに、高等技術専門校についても広く発信する。